

令和7年8月4日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

今後の書簡送付先、変更の可能性について（ご警告）

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

[redacted]

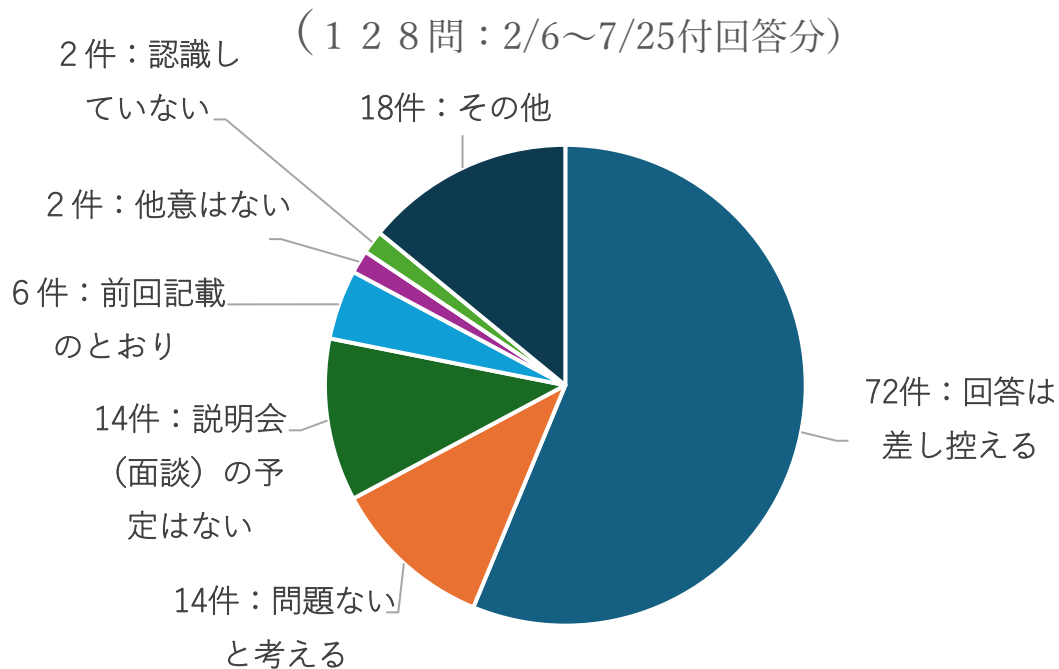
冠省

貴殿等は代理人弁護士と称しながら、6か月間その役割を果たしてこなかった。説明会の開催要請は、横浜市から2回の呼出し要請、近隣住民からは10回を超える要請書の送付を受けたにも拘わらず、「開催予定はない。」との回答を連続した。そんな中、ご支援を受ける磯子区選出の市議員から、「訴訟ではないので、直接、書簡をFJネクストに送付しては？」との助言を得た。また、住民側の委任弁護士に相談したところ、「法的に問題はない。」との回答を得た。よって、今後も貴殿らから「回答を差し控える。」等の真摯な回答を得られない場合、直接、FJネクストと書簡のやり取りを行うことを宣言する。

なお、本書簡への回答は不要である。理由など詳細は、次ページを参照のこと。

注) 本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。

代理人弁護士らの回答区分



代理人弁護士らの質問に対する回答区分は、上図のとおりである。

令和7年1月31日付で、突然、建築主 FJ ネクストらの代理人を受任したと、仁平総合法律事務所の代理人弁護士らから、近隣住民宛てに「受任通知」が郵送された。

その通知文の中に、今後の連絡に関しては、仁平総合法律事務所の3名の代理人弁護士を通すよう記載があり、更に、面談、電話、メール、FAX は一切禁止され、今後は住民側からの質問等は文書のみで受け付ける、と記載されていたことから、近隣住民は、令和7年2月3日以降、10数回に渡り、書面による全128問の質問を行った。

令和7年7月25日までの全128問への回答を区分したところ、「回答を差し控える。」が72件(56.3%)で、過半数を占めた。次いで、「問題がないと考える。」、「説明会(面談)の予定はない。」が各14件(10.9%)と同数であり、この3区分で全体の3/4を超える。

唯一、18件がそれなりの回答をしているが、近隣住民が明らかな間違いを指摘しても、「前回記載のとおり」等、質問・意見に対し、真摯に向き合わない態度が継続された。

今後も、このような意味のない、住民を無視した回答内容が続くのであれば、貴殿らが代理人としての役割を果たせていないことから、近隣住民は、建築主 FJ ネクストらに直接、書簡を送付することに留意されたい。

なお、近隣住民の委任弁護士に確認したところ、「事業者側に代理人が就いている状況で、住民側より事業者に直接書簡を送付することについては、それが直ちに違法であるとか、事業者の防御権侵害等に該当するものではない。」、「ただし、事前に弁護士に断りを入れておいた方が賢明である。」との回答を得ていることを申し添える。

不－